

屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業 募集要項

1 業務の名称

屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業

2 業務の概要と目的

本町においては、高校生の進学や町外への就職をはじめとする島外への人口移動が人口減少の主な原因の一つであるが、それを食い止めるためには、島外から人を呼び込む施策に併せ、町内に安定した仕事があることが重要となる。

屋久島は1ヶ月に35日雨が降る、と言われるほど水資源の豊富な島で、水の島と表現しても過言ではない。豊富な水資源は多くの生き物、植物をはぐくみ、その類まれなる自然が世界自然遺産、ユネスコエコパーク、ラムサール条約湿地を併せ持つユネスコ三冠の町となった。しかし一方で、本町は台風の常襲地域でもあることから、多量の雨や風が時として露地での栽培を阻み、害虫や有害鳥獣等による被害も恒常的に起こるため、質・量の面で農産物の安定的な生産が難しい状況である。

この雄大な自然を育てる豊富な水資源及び天候に左右されない町の遊休施設を活用した、無農薬野菜等の室内水耕栽培の実証研究を行うことで、雇用の確保による人口の島外流出に歯止めをかけ、野菜等の屋久島独自のブランディングと島内産野菜の自給率向上を図り、基幹産業としての一次産業の再興に繋げたい。

3 業務内容

別紙「屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から平成30年2月28日まで

5 事業費

4,530千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 屋久島町物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成19年告示第1

- 4号)による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 屋久島町建設工事等暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第43号)による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

8 申込方法およびスケジュール

- (1) 募集要項および提出書類様式の配付
- ①配付期間：平成29年11月2日(木)～11月13日(月)まで
(土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)
- ※募集要項等については、屋久島町ホームページにも掲載している。
- (2) 参加申込書の提出(別紙様式1-1)
- 本プロポーザルの参加にあたっては、下記提出期限までに、参加申込書を提出し、参加の意思表示を行うこと。
- 提出期限：平成29年11月13日(月)午後5時15分まで
- 提出は下記事務局あて郵送または持参すること。郵送の場合は、提出期限までに事務局に必着のこと。
- (3) 質問の受付および回答
- ①受付期間
- 平成29年11月10日(金)まで
- 質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。
- ②回答
- 質問に対する回答は、その都度当該質問者へ回答する。
- (4) 応募書類の提出
- ① 提出書類
- ア 誓約書…1部(別紙様式1-2)
- イ 企画提案書(様式任意) 2部
- ウ 受託金額見積書(様式任意) 2部
- エ これまでに実施した同種又は類似事業が分かるもの(任意) 2部
- ※受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではないことに留意すること。
- ※これまでに実施した類似事業については、内容の分かるパンフレット、事業報告書等

により提出すること。

※応募書類については、イからエを一式として各1部ずつクリップ留めして提出し、ステープラーやホッチキスは使用しないこと。

② 応募書類の提出期限

平成29年11月13日（月）午後5時15分まで

※応募書類の提出は、下記事務局まで郵送または持参すること。

郵送の場合は、上記提出期限までに事務局に必着のこと。

(5) 提出書類様式の配付場所および提出先

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45

屋久島町役場 企画調整課 企画調整係 担当：岩川(卓)

(6) 問い合わせ先

電 話：0997-43-5900（内線112）

F A X：0997-43-5900

メール：kikaku@yakushima-town.jp

9 審査に関する事項

(1) 審査方法および審査基準

別紙「屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業プロポーザル審査要領」による。

(2) 候補者選定審査

別紙「屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業プロポーザル審査要領」に定める審査員による書類審査を行う。

① 開催日

平成29年11月上旬

(3) 審査結果

① 審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。

② 審査結果に関する問い合わせおよび異議申立ては受付けない。

(4) 業者決定および委託契約の締結

平成29年11月中旬

10 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本町において協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る賃貸借契約を締結することを前提とする。

(2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

1 1 失格

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 募集要項における諸条件に違反した場合

1 2 その他

- (1) 応募費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。